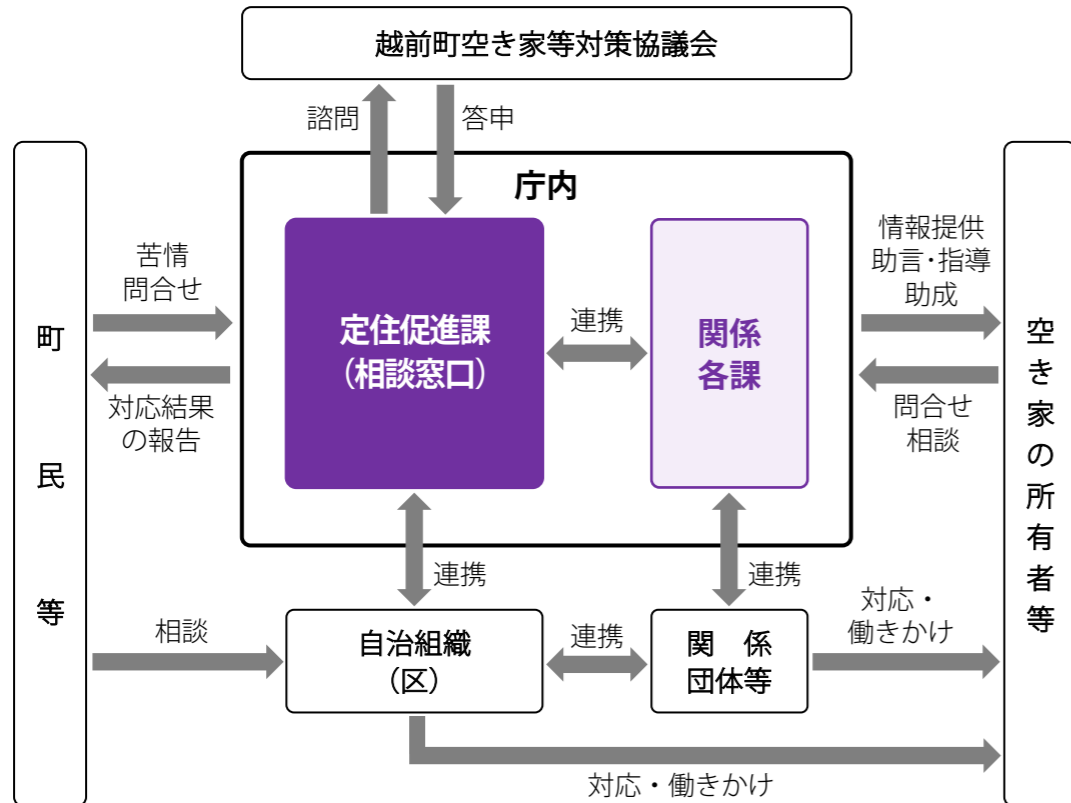


対策の推進・連携体制

各主体の責務や役割を明確化し、庁内の相談窓口の一本化を図るとともに、関係各課や自治組織、関係団体等と連携しながら対策を推進



その他空き家等に関する対策の実施に向けた取組等

- PDCA サイクルに基づく本計画の施策の実現に向けた適切な進行管理
- 国や県、県内市町との連携・調整による空き家等対策を推進

計画の目標値

現状のまま空き家数が増加すると、令和15年には約790棟まで増加が見込まれていることから、対策ごとに目標値を定め、空き家数の増加に歯止めを掛け、約650棟に抑えることを目標とする

	指標	目標値
対策1	無料相談会の開催	2回/年
対策2	町内会と連携した実態調査	1回/年
対策3	空き家・空き地情報バンクの登録数・成約数	登録数：20件/年 成約数：10件/年
対策4	空き家管理代行サービス事業の活用	10件/年
対策5	管理不全な状態（C・D判定空き家）の減少	10棟/年

■空き家に関するご相談・お問い合わせ

越前町 定住促進課 0778-34-8727

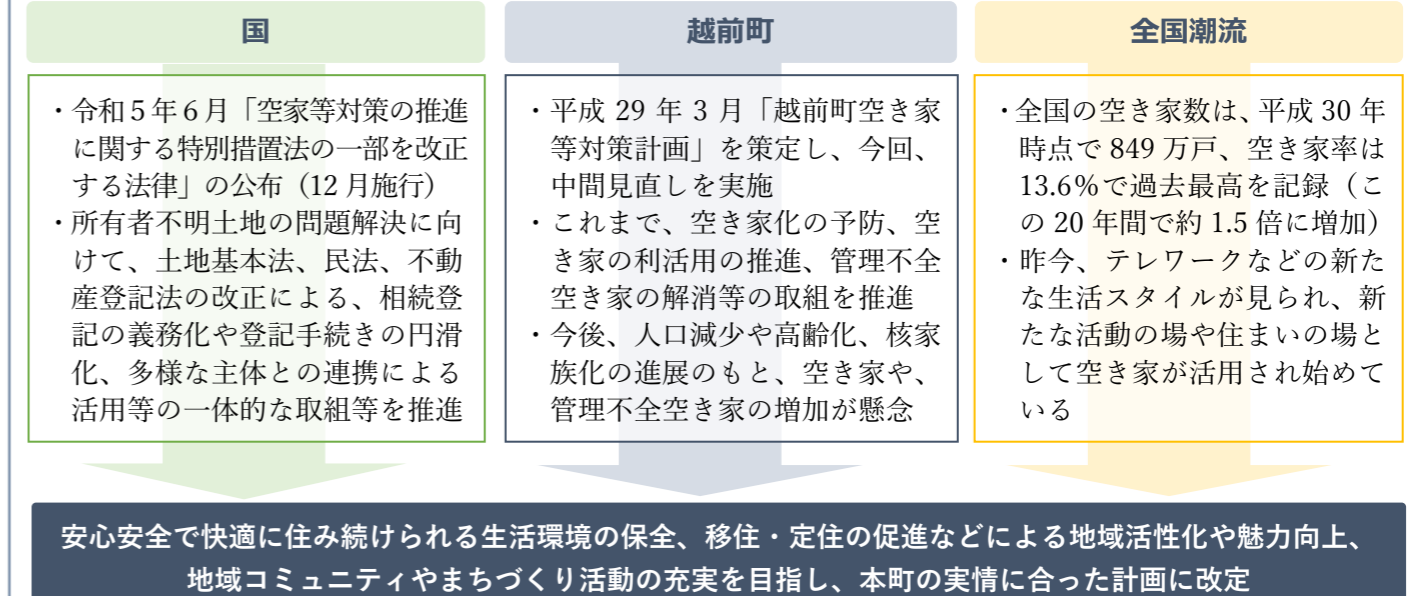
〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

FAX：0778-34-1236 メールアドレス:teijuu@town.echizen.lg.jp



越前町空き家等対策計画（改定版）の概要

計画改定の背景と目的

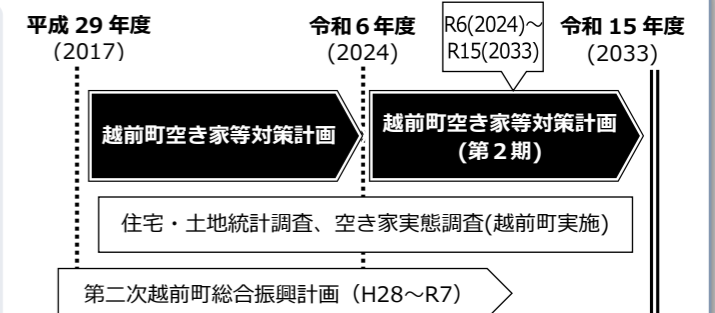


計画の位置づけ

- 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）第7条、「越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例」第23条に基づく空き家等対策計画
- 本町の最上位計画である「第二次越前町総合振興計画」や各種関連計画との整合性を図りつつ、今後の空き家等に関する対策の方針や実施体制等を定めるとともに、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけ

計画期間

- 令和5年の法改正を踏まえ、計画期間のおおむね中間期となる今年度に計画を改定
- 関連計画との整合を図りつつ、長期的な将来像も見据え、令和6（2024）～令和15（2033）年度までの10年間
- 令和10年度を目途に、取組の評価や検証を行い、計画の進行管理と内容を改定

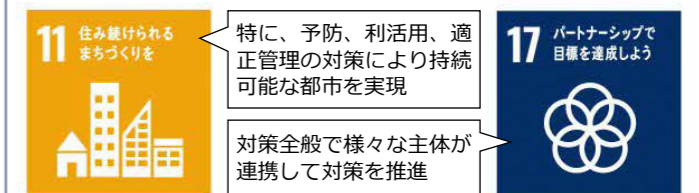


前提条件

- 対象地区**
 - 町内全域
- 対象とする空き家**
 - 法第2条に規定する「空き家等」及び「特定空き家等」、法第13条に規定する「管理不全空き家等」

持続可能な開発目標（SDGs）との一体的な推進

- SDGsを構成する17の目標のうち、空き家対策に関連性が高い2つの目標について、計画を推進することでこれらの目標を達成し、持続可能な世界の実現に寄与することを目指す



空き家等の現状と課題

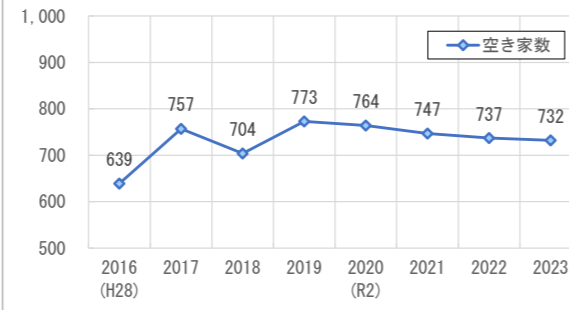
【空き家等の現状】

○空き家等は、令和元年度以降は減少傾向にあり、令和5年度は**732棟**

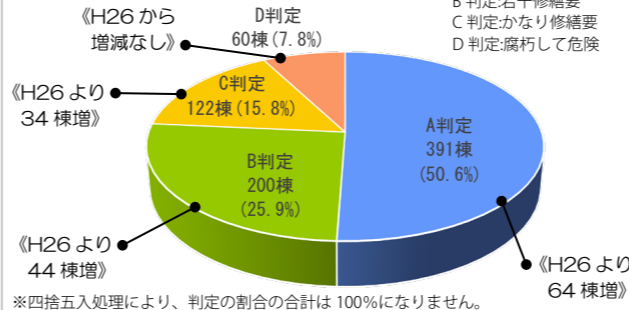
【空き家等の老朽度の状況（令和元年度実態調査）】

○令和元年度の空き家等は、平成26年度と比べて「優良空き家」は、A判定が**64棟**、B判定が**44棟**それぞれ増加、「不良空き家」は、C判定が**34棟**増加

◆空き家等の現状



◆空き家等の老朽度の状況



【所有者等意向調査の結果（令和元年度実態調査）】

- 空き家になった要因は、「**相続により取得したが居住していない**」の回答が最も多い
- 今後の活用意向は、「**現状のままで予定なし**」の回答が最も多い
- 活用にあたっての困りごとは、「**家財道具や仏壇を置いたままである**」の回答が最も多い
- 町への意見は、**解体費用の助成、物件の寄付、売却や解体、専門家に関する情報提供に関する意見が多い**

【これまでの取組実績】

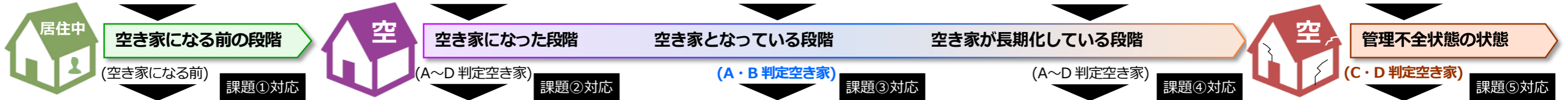
- ①相談対応：233件(H28-R4)
- ②無料相談会：20回113組(H27-R4)
- ③補助制度：除却支援など7制度89件(H29-R4)
- ④空き家・空き地情報バンク：登録100件成約70件(-R4)
- ⑤移住・二地域居住体験施設：90組223名(H27-R4)
- ⑥特定空き家等の認定等：32件認定25件除却(-R4)

【課題】

- ①空き家化の予防
 - ・人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加が予測
- ②多様化する所有者ニーズへの対応
 - ・空き家所有者が抱える困り事や心配事、町への意見が多様化
- ③空き家の利活用の促進
 - ・A判定空き家の利活用の促進、移住定住等による地域活性化
- ④適切な維持管理への対応
 - ・所有者の高齢化等により、身体的・経済的に維持管理が困難
- ⑤管理不全な空き家への対応
 - ・流通や活用が困難な空き家等や特定空き家等への対応の継続が重要

《目標》 地域総ぐるみの対策による安心・安全で活力ある地域社会づくり

- 【目標値1】無料相談会の開催：2回/年
- 【目標値2】町内会と連携した実態調査：1回/年
- 【目標値3】空き家・空き地情報バンクの登録数：20件/年、成約数：10件/年
- 【目標値4】空き家管理代行サービス事業の活用：10件/年
- 【目標値5】管理不全な状態（C・D判定空き家）の減少：10棟/年



1 <<対策1>> 空き家化の「予防」

- 各種団体等と連携した**相談会等**の開催

【今後の検討事業】

- ▷ **住まいの終活講座**（今、元気なうちにやっておくことや空き家にしないための対策等について理解を深める講座を開催）
- ▷ **建替え住宅補助金**（耐震基準を満たしていない住宅を解体して、町内に新しく住宅を建築する場合に解体費用や建築費用の一部を補助）
- ▷ **空き家予備軍アンケート調査**（空き家になるおそれがある65歳以上の高齢者単身世帯を対象として、現在の住まいに対する将来意向などに関するアンケート調査を実施）

2 <<対策2>> 「実態・所有者意向の把握」

- 自治組織との連携による**新たな空き家の確認**（空き家実態調査に合わせ必要に応じて、空き家所有者等・子ども世帯の意向を確認）
- 新たに空き家となった空き家について、関係各課や、鯖江・丹生消防組合等の関係主体との情報共有
- 転出届や死亡届に合わせた**自宅の利用・活用意向の確認**
- 必要に応じて電力会社等に情報提供を依頼

新規の施策等

- ▷ **福祉部局との連携強化**（福祉部局や社会福祉協議会等との関係団体と連携して、空き家となる可能性を情報共有。ご自宅で過ごしているうちから、民事信託や成年後見制度の活用、遺言による空き家の処分等について、持ち家にお住まいの高齢者やその親族を対象として関連制度を周知）

3 <<対策3>> 空き家の「利活用」の推進

- 空き家情報バンク**の登録促進
- 移住・二地域居住体験施設**のPR・活用促進
- 国・県等の流通**各種制度・事業**の活用
- 移住・定住に向けた**補助制度**の運用

新規の施策等

- ▷ **空き家情報バンク成約奨励金**（空き家情報バンク登録物件について、売買の契約が成立した場合に所有者に対して交付）

【今後の検討事業】

- ▷ **空き家等活用促進区域の設定の検討、空き家等管理活用支援法人の指定の検討**（重点的に空き家の管理・活用を促進）
- ▷ **空き家クラウドファンディング活用事業**（クラウドファンディングを活用した空き家リノベーションを民間事業者と連携して実施）

4 <<対策4>> 空き家の「適正管理」の推進

- 「**空き家片付け支援制度**」、「**空き家適正管理促進制度**」のPRや活用促進
- 「**特定空き家等**」になる**おそれのある空き家等**に対しても指導・勧告

新規の施策等

- ▷ **福井県空き家管理代行サービス事業の活用促進**（所有者等に代わって空き家を管理する福井県空き家管理代行サービス事業者を積極的に紹介）
- ▷ **空き家ガイドブック作成**（空き家所有者等の責務や管理方法をまとめたガイドブックを作成）

【今後の検討事業】

- ▷ **福井県司法書士会との空き家等対策に関する協定締結**（権利関係の問題解消等を目的とした協定を締結）
- ▷ **ふるさと納税を活用した空き家管理代行サービス**（ふるさと納税の返礼品メニューとして準備）

5 <<対策5>> 「管理不全」な空き家の対策の推進・解消

- 「**特定空き家等**」及び「**管理不全空き家等**」の認定、措置の実施
- 「**越前町安心で潤いのあるまちづくり事業**」による除却後の**土地利用の検討**
- 相続放棄された「特定空き家等」**については、町が**財産管理人**の請求を行うなどの対応

新規の施策等

- ▷ **空き家の解体等に利用できる融資制度の紹介**（経済的な理由で放置されている空き家の解体やリフォーム等に活用できる金融機関の融資制度を紹介）
- ▷ **空き家除却支援事業補助金の拡充**（家財道具等の処分費用も補助）

【今後の検討事業】

- ▷ **空き家解体ローン利子補給補助金**（返済した元金に係る支払利子額の一部を補助）
- ▷ **管理不全空き家除却あっせん制度**（町が所有者と隣接住民の間に入り、解体費と登記費程度で売買できるよう働き掛け）

推進する対策（具体的な施策・事業）